

「日光市長期財政の収支見通し」の改訂について

1. 「長期財政の収支見通し」改訂の目的について

平成30年11月に策定した「長期財政の収支見通し」について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度までの決算状況に基づき見直しを行いました。

これにより、日光市の財政状況の共有を進めるとともに、令和4年度から令和12年度までの財政健全化の取組の方針を示すものです。

2. 推計方法について

- ①これまでに実施した多額の事業費を要する臨時的事業を除き、決算の傾向を単純推計した収支見通しを作成

⇒既存施策の継続、新規事業の凍結、必要最低限の施設維持のみとした収支見通し

- ②令和4年度から令和12年度（推計期間最終年度）までに、実施が想定される大規模事業を抽出

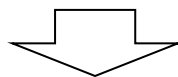
⇒将来予想される大規模財政需要の最大値を把握

- ③大規模事業をすべて実施した場合の収支見通しを作成

⇒実施の是非、実施時期については、今後の検討課題となることから、事業の財源を見込んだうえで、平均値を期間中の各年度に反映

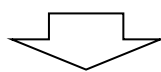
3. 推計結果について

- ①臨時的事業を除いた収支見通しにおいても、令和12年度には基金残高が約35億円減少する見込み →別紙：①のとおり
- ②多額の事業費を要する臨時的事業の総額は約150億円 →別紙：②のとおり
- ③財政健全化の取組なしに想定される事業をすべて実施した場合、令和10年度に基金が枯渇し赤字財政へ転落 →別紙：③のとおり



【総括】

- 必要最低限の行政経営を継続するのも困難
- 想定される大規模事業をすべて実施するのは困難



- 財政健全化に向けた具体的取組の加速
- 想定される大規模事業の方向性の早期確立
- ウィズコロナ・アフターコロナに対応する施策の実施は不可欠

4. 財政健全化に向けた具体的取組について

- 歳入：将来想定される事業の財源を確保するための方策を検討する。
- 歳出：歳出全般において、健全化に向けた取組の候補を抽出し、実行の是非や優先度を検討し、速やかに実行する。

【第2次日光市総合計画後期基本計画期間（R4～7）における目標】

- 経常収支比率を令和7年度に96%とする。
- 財政調整基金の残高を15億円以上確保する。（標準財政規模の5%以上）
- 毎年度、約1.5億円の増収・削減効果を生み出す施策の展開が必要

【第3次日光市総合計画前期基本計画期間（R8～12）における目標】

- 財政調整基金残高の15億円維持を前提に、後期基本計画期間中の取組を検証し令和7年度中に健全化に向けた目標を定める。

【歳入確保の取組案】（順不同）

（市税）

- 徴収率の向上
- 新たな税の創設検討

（税外収入）

- 収納率の向上
- ふるさと納税の戦略的な展開、企業版ふるさと納税の推進
- ネーミングライツ、クラウドファンディングの活用
- 有料広告事業の拡大
- 使用料・手数料の見直し
- 受益者負担の適正化に向けた基準の策定
- 減免制度の適正化

（国・県支出金）

- あらゆる補助制度を活用した事業の実施
- 長寿命化計画の策定などによる地方債の導入、国庫補助制度の採択確保

（財産収入）

- 利活用計画のない施設・用地の早期売却
- 未利用財産（車両、備品等）の売り払いの促進

（地方債）

- 過疎債・辺地債の活用
- 合併特例債終了後の起債事業の適正な管理

【歳出削減の取組案】（順不同）

（人件費）

- 組織の最適化、職員数の削減
- 特別職報酬・職員給与等の削減

（扶助費）

- 市単独扶助費の見直し
- 県内他市との比較による適正化
- 一般会計から特別会計（介護特会）への移行

（公債費）

- 市債の借入抑制
- 減債基金の活用による高金利市債の一括償還

（物件費）

- 行政手続のデジタル化などによる事務の合理化
- 指定管理者制度の見直し
- 民間企業等との連携の促進
- 委託事業の直営化

（維持補修費）

- 建設改良等事業から維持管理事業へのシフト
- 適正な維持管理費用の確保による施設の長寿命化
- 大規模改修時の施設廃止の検討

（補助費等）

- 「補助金の適正化に関する基準」の徹底
- 県内他市との比較による適正化
- 多額の補助金を交付している団体への対応
- 観光関連イベント実施基準に基づく補助金の見直し

（繰出金）

- 繰出金の適正化
- 特別会計・企業会計の経営合理化、財政の健全化
- 保険料・料金収入等の収納率向上

5. 想定される大規模事業の方向性の確立について

- 公共施設：公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）の策定に合わせ、令和4年度中に事業の方向性を決定する。
- 情報機器：将来負担に備え、基金を造成して毎年度積立を行う。
（当面、普通交付税に算入された地域デジタル社会推進費相当額を積立）

6. 今後の進捗管理について

- 財政健全化に向けた具体的取組の実施状況については、決算議会後、速やかに議会に報告する。
 - 次年度以降の取組については、実施計画において取組内容を決定し、12月を目途に議会に報告したうえで調整を行い、次年度予算に反映させる。
- ※なお、令和4年度に実施する取組については、現在策定作業中の実施計画(7)において整理したうえで議会に示す。